

羽生市行政改革推進委員会委員

募集要項

1 趣旨

この要項は、市の行政について自由に論議し、問題提起や提言等を行うことにより、市が策定する基本方針及び施策に資することを目的とした、羽生市行政改革推進委員会委員の一部を公募により選出することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 募集人数

公募する委員の数は、1名とする。

3 任期

任期は、委嘱日から2年とする。

4 応募資格

- (1) 満18歳以上で、羽生市在住であること。
- (2) 平日（昼間）の会議に出席できること（年2回程度）。

5 委員報酬

1回3,500円

6 応募方法

- (1) 羽生市行政改革推進委員会委員応募申込書に住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号及び地域活動等の経験並びに「羽生市の行政改革に対する意見」を含めた応募理由（任意様式、400字以内）を作成した上で、提出するものとする。
- (2) 提出は、本市企画課に持参、郵送又は電子メール（メール本文への申込書内容・論文の直接入力可）により行うものとし、締切日必着とする。
- (3) 提出された応募書類は、返却しない。

7 応募期間

応募受付期間は、令和7年4月1日（火）から令和7年5月12日（月）までとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（ただし、土、日、祝日は除く）。

8 公募周知の方法

本市の広報誌及び公式ホームページにより募集の周知を行うものとする。

9 選考方法

委員の選考は、選考員が応募理由について別表 1 の評価指標により評価し、応募者の地域活動の経験等も考慮の上、選考した結果に基づいて市長が決定する。

10 結果の通知

- (1) 選考結果は、令和 7 年 6 月中（予定）に応募者全員に文書で通知するものとする。
- (2) 選考の過程及び評点については非公開とする。ただし、自己の評点については、この限りではない。

11 再公募の不実施

募集期間が終了し応募がないとき、応募人数に達しないとき、選考の結果選出できるものがないとき又は任期途中で欠員となったとき、いずれの場合においても改めて公募は行わない。

12 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律及び羽生市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき、適正な管理を行う。

別表 1

項 目	満 点	評 価 視 点
(1) 文章構成	5	テーマに沿った内容になっているか
(2) 積極性	5	市政参加への熱意、積極性がみられるか
(3) 論理性	5	論理展開に飛躍、矛盾がないか
(4) 具体性	5	一般論だけではなく、具体的な考えがしめされているか
(5) 審議能力	5	委員としての資質がうかがえるか